

横須賀市立中央図書館ほか3施設電力供給（長期継続契約）仕様書

1. 概要

- (1) 件名 横須賀市立中央図書館ほか3施設 電力供給（長期継続契約）
- (2) 需要場所 横須賀市立中央図書館 横須賀市上町1丁目61番地
横須賀市立児童図書館 横須賀市若松町3丁目20番地
横須賀市追浜文化センター 横須賀市夏島町12番地
横須賀市教育研究所 横須賀市久里浜6丁目14番3号
- (3) 業種及び用途 図書館、教育施設
- (4) 契約種別 業務用電力

2. 仕様

(1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
- イ 供給電圧（標準電圧） 6,000V
- ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000V
- エ 標準周波数 50Hz
- オ 受電方式 1回線受電
- カ 蓄熱式負荷設備の有無 教育研究所のみ有
- キ 非常用発電設備等 中央図書館及び教育研究所有

(2) 契約電力、予定使用電力量等

- ア 予定契約電力 13,272kW
各施設の予定契約電力は「別紙1」のとおり。
ただし、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
- イ 予定使用電力量 2,561,000kWh
各施設の月別の使用予定電力量（2年分）は「別紙2」参照
- ウ 使用電力量実績等 各施設の使用電力量・契約電力・最大需要電力・蓄熱電力量の実績（過去2年分）は「別紙2」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和5年5月31日までとする。

なお、電力供給期間は次のとおりとする。

令和3年6月1日0:00から令和5年5月31日24:00まで

(4) 電力量等の計量

① 中央図書館、児童図書館、横須賀市追浜文化センター

ア 自動検針装置	無
イ 電力会社の検針方法	検針員による人手検診
ウ 電力量計構成	電力需給用複合計器

② 教育研究所

(ア) 使用電力

ア 自動検針装置	有
イ 電力会社の検針方法	遠隔自動検針
ウ 電力量計構成	電力需給用複合計器 (通信機能付き)

(イ) 蓄熱電力

ア 自動検針装置	無
イ 電力会社の検針方法	検針員による人手検診
ウ 電力量計構成	スマートメーター (普通電力量計)

(5) 需給地点、電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点

横須賀市施設の第1号柱上の東京電力パワーグリッドの架空引込線と横須賀市の開閉器電源側接続点

(6) 電気料金の算定方法

ア 電気料金は前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間の契約電力、使用電力量等により算定するものとする。なお、電力供給開始時及び終了時はこれによらず、実際の期間で算定すること。

イ 電気料金は基本料金、電力量料金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金 (以下「再生可能エネルギー発電促進賦課金」という。) を合算した額とする。

(ア) 基本料金

基本料金単価、契約電力及び力率から以下に従い算出する。

$$\cdot \text{基本料金} = \text{基本料金単価} \times \text{契約電力} \times (1.85 - \text{力率} / 100)$$

(イ) 電力量料金

電力量料金単価、使用電力量から以下に従い算出する。

$$\cdot \text{電力量料金} = \text{「夏季」または「その他季」電力量料金単価} \times \text{使用電力量} \pm \text{燃料費調整額}$$

*夏季電力量料金

7月1日から9月30日までの各月における使用電力量1kWh当たりの単価 (1銭単位)

*その他季電力量料金

夏季以外の月の各月における使用電力量1kWh当たりの単価 (1銭単位)

*燃料費調整額

関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件 (電気需給約款) の燃料費調整単価から以下に従い算出する。

$$\cdot \text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times (\pm \text{燃料費調整単価})$$

(ウ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件（電気需給約款）による。

※令和3年5月～令和4年4月分については3.36円/kWh

ウ 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

(ア) 契約電力及び最大需要電力の単位は1kWとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(イ) 使用電力量の単位は1kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(ウ) 力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(エ) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(オ) 消費税額（地方消費税額を含む）の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(7) 電気料金の請求

ア 料金の請求は月毎に行い、請求額は施設ごとに2-(6)に基づき各種の調整加減額を行った後、税込み金額を算出する。

イ 請求書は施設毎に紙で発行し、「別紙1」に記載の請求先に郵送する。なお、請求書には請求内容の内訳（電力種別、最大需要電力、契約電力、使用電力量、単価、料金、力率等）を記載すること。

(8) 使用廃止に伴う料金の精算等

ア 需要場所の一部について、電力使用を廃止する場合は、関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件（電気需給約款）により精算する。

イ 契約の終了は精算した需要場所のみとし、他の需要場所については、この契約を変更することなく履行する。

(9) 消費税率が変更となった場合の請求金額

ア 契約期間内に消費税法（昭和63年12月30日法律第108号）並びに地方税法（昭和25年7月31日法律226号）の改正による消費税率の変更があった場合における請求金額は、新たな消費税法による消費税率に基づき次の算定方法により算出する。

	料金項目	算定方法
ア	基本料金	基本料金単価×契約電力×(1.85-力率/100)×1XX/110
イ	電力量料金	「夏季」または「その他季」電力量料金単価×使用電力量×1XX/110±燃料費調整額 *燃料費調整額=使用電力量×(±燃料費調整単価)
ウ	再生可能エネルギー発電促進賦課金	再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

* Xは改正後の消費税率（地方消費税率を含む）

* 燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、2-(6)-イ-(イ)・(ウ)による。

* 端数処理は、2-(6)-ウのとおり。

イ 関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件（電気需給約款）の燃料調整費単価の算定方法について変更があった場合は、前項の算定方法によらない場合がある。

(10) その他

ア 力率の実績は、別紙2のとおり。

イ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。

ウ 非常用自家発電設備2台有している。

- ・中央図書館（容量：200V 100kVA、燃料：軽油 98L）
- ・教育研究所（容量：200V 150kVA、燃料：軽油 98L）

エ 契約期間中に電力に係る工事の予定は別紙1のとおり。

オ 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金については、関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件（電気需給約款）によるものとする。

カ 入札金額の算定に当たっては、力率は100%とし、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まないものとする。

キ 落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず別紙入札金額積算内訳書により算出した入札金額（税抜）を入札書に記載すること。なお、契約の締結は単価契約により行う。

ク 本入札は契約期間中の電力供給単価を競争により決定するものであるため、関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が単価を改定した場合も、単価改定は行わない。

ケ 使用電力量等の検針後、検針結果（電力種別、最大需要電力、契約電力、使用電力量、単価、料金、力率等）を速やかに通知すること。

コ この仕様書にない事項は、横須賀市の電力供給契約約款（以下、「電力供給契約約款」という。）の定めるところによるものとする。

サ この仕様書及び電力供給契約約款に定めのない供給条件については、関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件（電気需給約款）等により横須賀市と落札者で協議するものとする。

3. 連絡先

横須賀市教育委員会総務部中央図書館 管理運営係 電話 046-822-2202

○需要場所及び予定契約電力・契約期間予定使用電力量

【別紙1】

施設名称	需要場所	地区番号	予定契約電力合計 (kW) (H30. 4～R2. 3平均)	契約期間予定 契約電力合計 (kW)	契約期間予定 使用電力合計 (kWh)	非常用発電 設備容量 (kW)	予定工事等	請求先
1 中央図書館	横須賀市上町1-61	17 (計量日16日)	85	2,040	551,200	有 (200kW)	受変電設備更新 (未定)	中央図書館 (横須賀市上町1-61)
2 児童図書館	横須賀市若松町3-20	17 (計量日16日)	41	984	91,200	無	受変電設備更新 (未定)	
3 追浜文化センター	横須賀市夏島町12	26 (計量日25日)	113	2,712	366,000	無	受変電設備更新 (未定)	
4 教育研究所	横須賀市久里浜6-14-3	25 (計量日24日)	314	7,536	1,552,600	有 (120kW)	受変電設備更新予定 (R3. 11月～R4. 3月のいずれ かの間) ※トランス増設予定	教育研究所 (横須賀市久里浜6-14-3)
合計				13,272	2,561,000			

○使用電力量及び最大需要電力等実績

【別紙2】

年度・月		平成30年度												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
区分		その他季	その他季	その他季	夏季	夏季	夏季	その他季	その他季	その他季	その他季	その他季	その他季	その他季
中央図書館	使用電力量 (kWh)	22,352	18,134	20,815	25,159	26,967	26,880	22,321	18,992	22,757	22,690	26,231	23,173	276,471
	契約電力 (kW)	88	88	88	88	88	86	86	86	86	86	86	86	1,042
	最大需要電力 (kW)	81	60	82	86	83	83	81	58	83	83	83	82	—
	力率	100	100	100	99	99	99	100	100	100	100	100	100	—
児童図書館	使用電力量 (kWh)	2,898	2,359	2,717	3,427	5,342	4,182	2,526	2,490	3,077	4,180	5,326	3,532	42,056
	契約電力 (kW)	43	43	43	43	43	43	43	43	43	41	40	40	508
	最大需要電力 (kW)	31	12	19	33	36	33	15	9	34	40	38	35	—
	力率	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—
追浜文化センター	使用電力量 (kWh)	10,729	10,243	14,156	20,552	23,314	18,999	12,458	10,483	13,732	15,632	18,776	12,496	181,570
	契約電力 (kW)	123	123	123	123	123	123	123	123	123	110	106	105	1,428
	最大需要電力 (kW)	56	46	68	105	91	95	74	58	100	103	98	78	—
	力率	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—
教育研究所	使用電力量 (kWh)	42,772	40,486	59,560	75,508	88,871	82,184	55,112	44,379	65,086	73,891	83,536	61,274	772,659
	契約電力 (kW)	305	305	305	305	306	306	306	306	306	306	306	306	3,668
	最大需要電力 (kW)	161	113	187	299	306	284	249	121	275	281	200	193	—
	力率	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—
	蓄熱電力量 (kWh)	572	150	8,816	14,219	12,348	9,933	4,677	144	13,689	19,105	18,583	11,945	114,181
使用電力量合計		78,751	71,222	97,248	124,646	144,494	132,245	92,417	76,344	104,652	116,393	133,869	100,475	1,272,756

年度・月		令和元年度												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
区分		その他季	その他季	その他季	夏季	夏季	夏季	その他季	その他季	その他季	その他季	その他季	その他季	その他季
中央図書館	使用電力量 (kWh)	22,820	18,614	20,093	23,818	26,527	26,773	22,376	19,343	22,873	22,061	26,528	22,886	274,712
	契約電力 (kW)	86	86	86	83	83	83	83	83	83	83	83	83	1,005
	最大需要電力 (kW)	82	76	79	83	83	82	81	58	81	83	83	82	—
	力率	100	100	100	100	99	99	100	100	100	100	100	100	—
児童図書館	使用電力量 (kWh)	3,184	2,569	2,750	3,061	6,228	5,541	3,006	2,652	4,040	5,009	6,651	4,322	49,013
	契約電力 (kW)	40	40	40	40	40	40	40	40	40	44	44	44	492
	最大需要電力 (kW)	30	15	20	18	40	39	22	18	37	44	44	37	—
	力率	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—
追浜文化センター	使用電力量 (kWh)	11,790	9,584	13,847	13,983	23,699	18,825	12,557	10,583	17,186	18,560	19,253	14,446	184,313
	契約電力 (kW)	105	105	105	103	103	103	103	103	103	113	122	122	1,290
	最大需要電力 (kW)	74	43	63	64	101	92	74	72	96	113	122	85	—
	力率	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—
教育研究所	使用電力量 (kWh)	43,690	41,287	76,066	74,596	97,011	93,176	70,979	45,215	65,674	59,954	65,231	47,155	780,034
	契約電力 (kW)	306	306	306	306	333	333	333	333	333	333	333	333	3,888
	最大需要電力 (kW)	202	269	281	208	333	303	274	197	306	253	218	186	—
	力率	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—
	蓄熱電力量 (kWh)	880	1,761	11,954	15,078	15,042	12,783	11,083	126	10,305	10,756	10,653	11,170	111,591
使用電力量合計		81,484	72,054	112,756	115,458	153,465	144,315	108,918	77,793	109,773	105,584	117,663	88,809	1,288,072

○月別予定使用電力量(契約期間)

区分	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	契約期間合計 (年合計×2)	夏季	その他季
		その他季	その他季	その他季	夏季	夏季	夏季	その他季	その他季	その他季	その他季	その他季	その他季			
中央図書館	使用電力量 (kWh)	22,600	18,400	20,500	24,500	26,700	26,800	22,300	19,200	22,800	22,400	26,400	23,000	551,200	156,000	395,200
児童図書館	使用電力量 (kWh)	3,000	2,500	2,700	3,200	5,800	4,900	2,800	2,600	3,600	4,600	6,000	3,900	91,200	27,800	63,400
追浜文化センター	使用電力量 (kWh)	11,300	9,900	14,000	17,300	23,500	18,900	12,500	10,500	15,500	17,100	19,000	13,500	366,000	119,400	246,600
教育研究所	使用電力量 (kWh)	43,200	40,900	67,800	75,100	92,900	87,700	63,000	44,800	65,400	66,900	74,400	54,200	1,552,600	511,400	1,041,200
合計	使用電力量 (kWh)	80,100	71,700	105,000	120,100	148,900	138,300	100,600	77,100	107,300	111,000	125,800	94,600	2,561,000	814,600	1,746,400

※1 各月の予定使用電力量は、平成30年4月から令和2年3月までの該当月の平均値(100円未満四捨五入)

※2 区分の「夏季」とは7月1日から9月30日までの期間、「その他季」とは4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から翌年3月31日までの期間をいう。ただし、予定使用電力量の基礎とする実績使用量のうち、7月及び10月の使用期間には、「夏季」と「その他季」の両方が含まれるものがあるが、それぞれ「夏季」、「その他季」の実績として積算している。